資料１

令和８年１月３０日

四日市市子ども・子育て会議　保育所等虐待対応部会の設置について

１．部会の設置

四日市市子ども・子育て会議設置要綱第６条の規定に基づき、会議の必要に応じて以下の部会を設置する。部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(1)部会の名称

保育所等虐待審議部会

(2)設置目的

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）の施行に伴い、市が所管行政庁の施設（地域型保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業）における虐待の通報があった場合、市は、「情報収集・事実確認」、「虐待有無の判断・指導等の方針決定」、「安全確保措置の実施・こどもに対する支援」を行い、「児童福祉審議会等への報告」等を実施することとなった。

こうした中、本市には、児童福祉審議会が設置されていないため、市が講じた措置の内容等の報告先として、四日市市保育所等虐待対応委員の指定を行ったところである。

このたび、四日市市子ども・子育て会議に保育所等虐待対応部会を設置することにより、四日市市保育所等虐待対応委員の指定を解除し、本部会を、市が講じた措置の内容等の報告先として指定することとする。

(3)所掌事務

①部会は、児童福祉法第３３条の１５第１項に規定される報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市に対し、意見を述べることができる。

②部会は、①に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(4)部会委員

四日市市子ども・子育て会議委員（１６名）のうちから、部会委員を３名選出する。

＜部会委員名簿＞

氏名	所属機関等

２．開催について

四日市市子ども・子育て会議の開催毎に実施するほか、重大な事案の場合や部会の委員が求めたときには、緊急に部会を開催し、報告することとする。

保育所等の職員による虐待に関する
通報義務等について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：**令和７年10月１日**

①制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要**がある。

○　児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要**がある。

（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和５年５月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

○　**保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける。**

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　等

○　**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

政令

◆ 改正法においては、保育所等において虐待が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとしているところ、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）を改正し、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設等については、指定都市等を「所管行政庁」とする。

◆ 改正法においては、都道府県知事が毎年度、管内の市町村における虐待の状況をとりまとめて公表することとしているところ、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令を改正し、指定都市等における虐待の状況を含め、都道府県知事がとりまとめて公表することとする。
※改正法により、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、法律上、都道府県知事が指定都市・中核市における虐待の状況をとりまとめて公表することが規定されている。

府令

【①内閣府令で定める事項】
◆ 所管行政庁が児童福祉審議会等に報告する事項として、以下を規定する。
・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
・虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
・虐待の種別、内容及び発生要因
・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
・所管行政庁等が講じた措置の内容
・虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

【②内閣府令で定める事項】
◆ 市町村長が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表する事項等として、法律上定められた事項（虐待の状況、事実確認等の講じた措置の内容、市町村から報告を受けた事項）に加え、以下を規定する。
・虐待を行った職員等の職種

【③内閣府令で定めるところ】
◆ 都道府県知事等が虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部についても、上記と同様の改正を行う。
※上記の他、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）において、改正法により認定こども園法上「入園児虐待」を新たに定義したことに伴う改正等、各設備運営基準の所要の改正を行う。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要①）

概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和５年５月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和６年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ **従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え**、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその１つ１つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の４つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

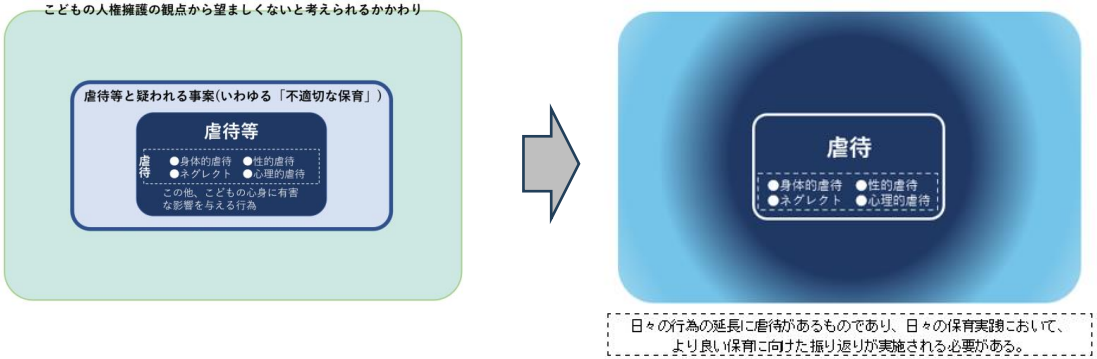

ガイドライン目次

Ⅰ　はじめに
1．本ガイドラインの位置づけ
2．児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）について
3．保育所等における虐待について
（1）虐待について
（2）「不適切な保育」について
Ⅱ　保育所等における対応
1．より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
（1）こどもの権利擁護について
（2）各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
（3）職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2．市町村等への相談
（1）虐待と疑われる事案と確認した場合
（2）虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3．市町村等の指導等を踏まえた対応
4．さらにより良い保育を目指す
Ⅲ　市町村・都道府県（所管行政庁）における対応
1．未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2．虐待対応の全体像と体制整備について
（1）虐待対応の全体像
（2）体制整備
3．保育所等からの相談や通報を受けた場合
（1）通報受理時に確認する事項等
（2）個人情報保護との関係
（3）通報による不利益取扱いの禁止について
4．事実確認の準備と実施
（1）通報内容の情報共有の実施
（2）都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
（3）乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
（4）初動対応の決定
（5）事実確認の実施
5．虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
（1）虐待の具体的な判断過程
（2）都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
（3）虐待と判断される行為の指標
（4）指標に基づく判断の具体例について
（5）判断後の対応
（6）虐待と判断した場合の対応
（7）フォローアップ
（8）児童福祉審議会への報告等
（9）虐待の状況の定期的な報告・公表
Ⅳ　参考資料

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－１）

対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、

①情報収集・事実確認

②虐待有無の判断・指導等の方針決定

③安全確保措置の実施・こどもに対する支援

④児童福祉審議会等への報告

等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

※小規模保育事業の場合

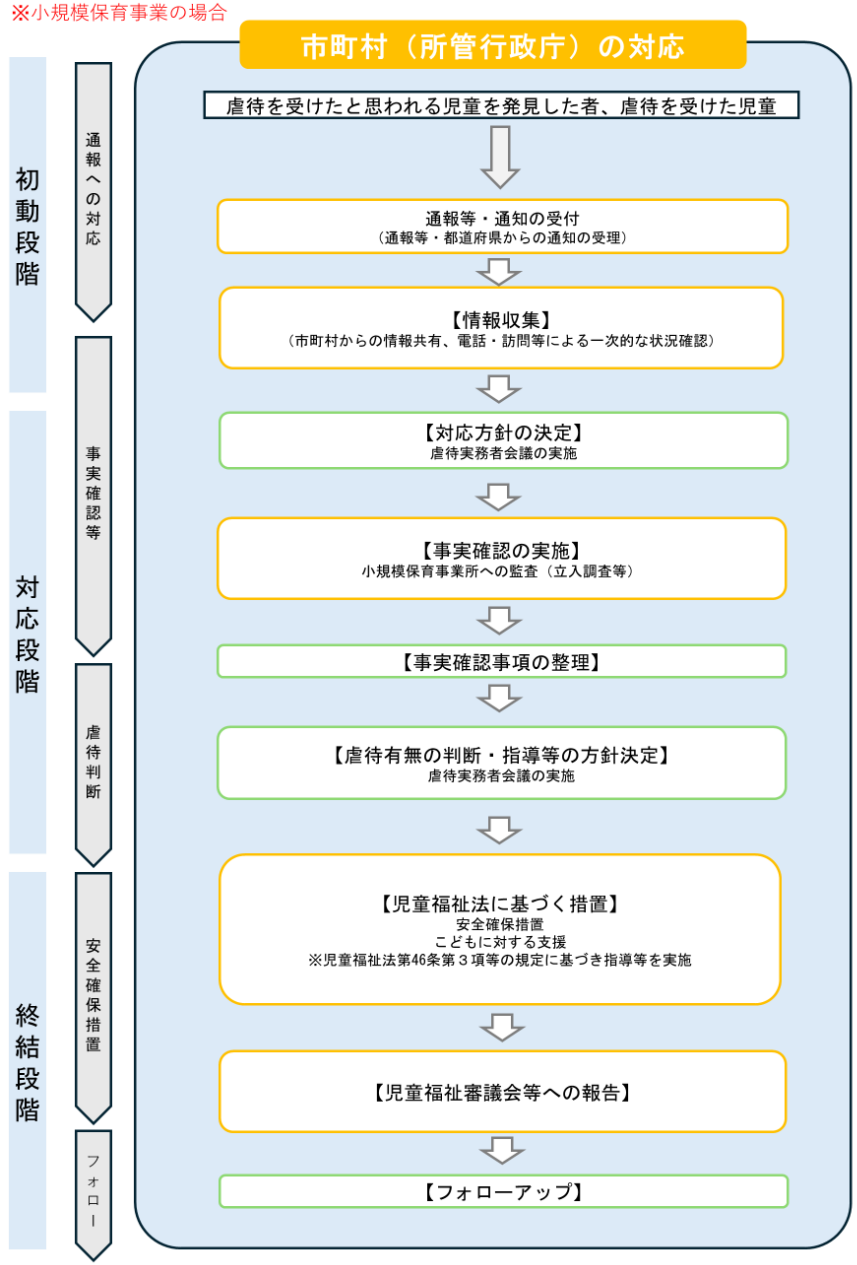

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－２）

都道府県・市町村の連携

◆ たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合の必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。

◆ 都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
	【事実確認の準備と実施】のフェーズ	
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
	【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ	
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。

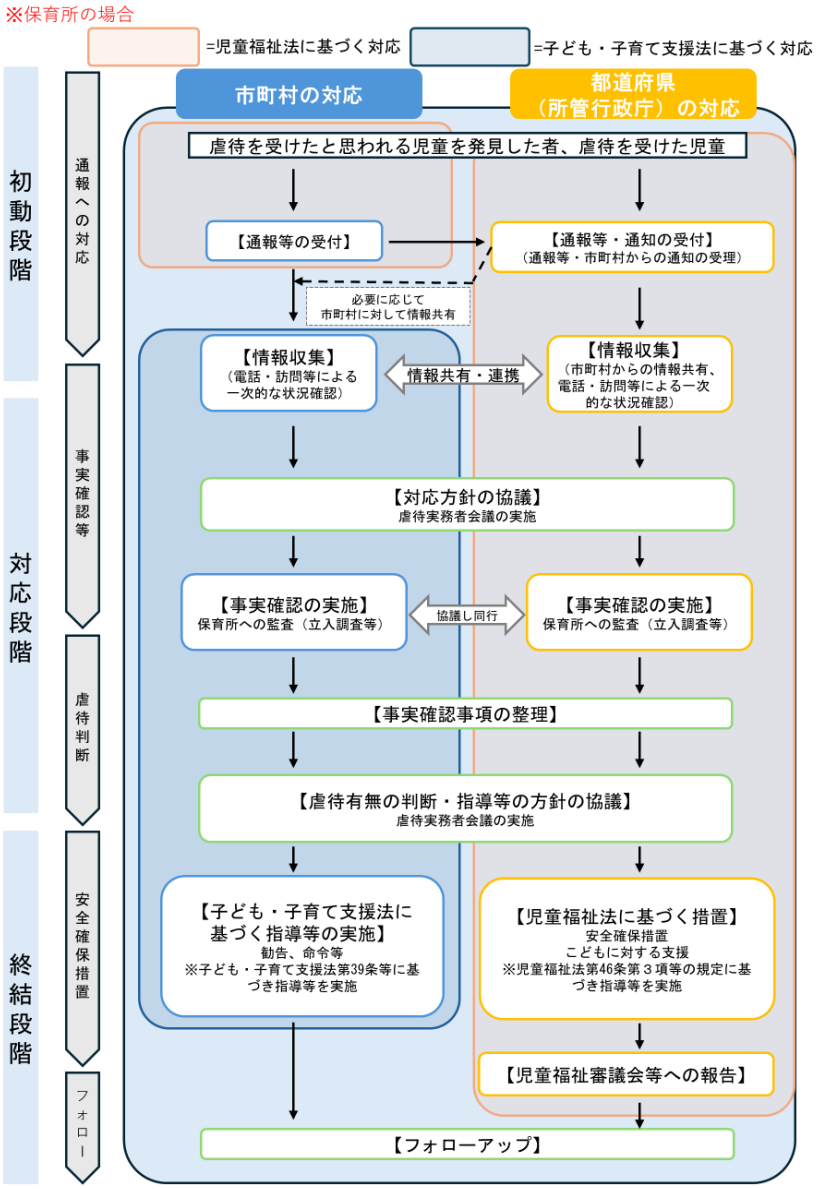

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

児童福祉審議会等への報告

◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第１項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。

◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。

◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に１回程度定期的に開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。

※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像　等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。

◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア　行為の強度・頻度」「イ　保育士・保育教諭等の意図」「ウ　こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス

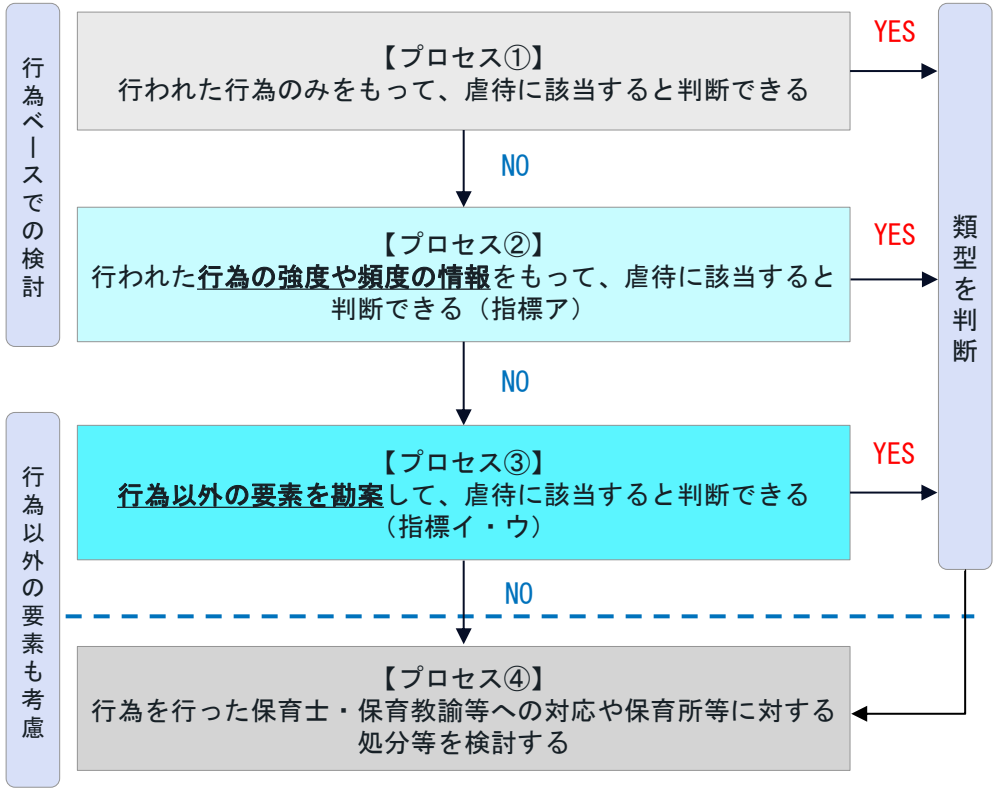

※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

◆行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。

ア　行為の強度・頻度
イ　保育士・保育教諭等の意図
ウ　こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
３歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、イ苦手を克服させる意図で、ア繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもをア大声で注意し、アこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのイこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為をア毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「ウ給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。	虐待

（考え方のポイント）

【プロセス①】

○ 行為に着目すると、「ア大声で注意し」ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。

○ また、「アこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

○ 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「ア毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

（【プロセス③】）

○ なお、当初は「イ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「イ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。

○ 保育士による行為の結果、こどもは「ウ保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。